

參考資料

用語解説

(あ行)

ISO 14001 P 28, 30, 137ほか

1996年9月に国際標準化機構（ISO）によって制定された環境マネジメントシステムに関する国際規格です。この規格は、組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステムについて、必要な事項を定めています。

アイドリング・ストップ P 18, 92, 93ほか

駐停車時におけるエンジンのかけっぱなし（アイドリング）をやめることです。アイドリング・ストップを実践することは、排出ガス中に含まれる二酸化炭素や、窒素酸化物などの有害物質を抑え、地球温暖化や大気汚染防止につながります。

青潮 P 97, 100

海岸から沖合にかけて酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象で、東京湾では春から秋にかけて発生することが多いです。赤潮によって大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解することで底層に大規模な貧酸素水塊ができ、陸から沖に向かって吹く風などの気象条件によって、表層に沸き上がる時に発生します。底層水に溶け込んでいる硫黄分が、水面近くで酸素に触れて粒子状となり青白く見えると言われていています。青潮の発生により、沿岸部に生息するアサリなどの貝類やカレイなどの底生魚類が、大量に酸欠死することがあります。

赤潮 P 97, 100

海域の富栄養化により、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が異常増殖して海面が変色する現象をいいます。東京湾では茶褐色に変色することが多く、プランクトンの種類によっては赤色や黄褐色、緑色などに変色することもあります。主として夏に発生します。

アスベスト P 11, 52, 88ほか

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐磨耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。アスベストの繊維は極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、暴露から発症まで20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

アマモ場 P 31

アマモ科などの海草類（花を咲かせ種子を形成する植物）の群落と、それを基礎とする生物群集や環境のことです。海草あるいは海藻が、かなりの密度である程度の規模（面積）で優占的に群落を形成しているような場所は「藻場」と呼ばれており、そのうちアマモ科などの海草類によるものをアマモ場と言います。

ESG投資 P 134

投資先の企業を評価する際に、財務情報だけでなく、財務情報に現れないEnvironment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）などの情報も考慮する投資の事です。

一般財団法人千葉県環境財団 P 131

自然環境の保全、再生及び活用のための事業を行なうとともに、大気汚染、水質汚濁等の公害の発生を防止し、環境保全に関する調査研究及び知識の普及啓発を図り、健康にして豊かな郷土の建設に寄与することを目的として昭和49年12月に設立されました。

一般廃棄物 P 10, 42, 47ほか

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」はオフィス等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。市町村は、区域内の一般廃棄物を適正に処理する責務がありますが、排出抑制や再資源化のための分別については、一人一人の取組が重要です。

雨水浸透施設 P 146, 151

雨水を地下に浸透させる施設で、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチ管（穴のあいた排水管）、透水性舗装などがあります。

エコアクション21 P 28, 30, 137ほか

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」としてとりまとめて公表できるように工夫されています。千葉県では、一般財団法人千葉県環境財団が地域事務局となっています。

SDGs（持続可能な開発目標） P 4, 7, 8ほか

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

持続可能な開発目標の概要

1（貧困） 2（飢餓） 3（保健） 4（教育） 5（ジェンダー） 6（水・衛生） 7（エネルギー） 8（経済成長と雇用） 9（インフラ、産業化、イノベーション） 10（不平等） 11（持続可能な都市） 12（持続可能な生産と消費） 13（気候変動） 14（海洋資源） 15（陸上資源） 16（平和） 17（実施手段）

沿岸透明度 P 103

湖沼や海域の沿岸水域における水の透明さを表す指標です。水生生物の生育の場の保全・再生の観点及び良好な親水利用の場を保全する観点から、地域にとって適切な目標（地域環境目標）を設定することとされている項目です。

汚水処理人口普及率 P 104, 105, 158

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等の汚水処理施設の整備人口を各市町村の行政人口（住民基本台帳人口）に対する割合で表した指標です。

オゾン層 P 31, 35

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10 ～ 50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たします。

温室効果ガス P 4, 8, 9 ほか

地球を取り巻く大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といいます。温室効果ガスは、大気中に拡散された温室効果をもたらすガスのことです。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素と定められています。

(か行)

海洋再生可能エネルギー P 21

再生可能エネルギーのうち、洋上風力、波力、潮力、海流、海洋温度差等、海域において利用可能な再生可能エネルギーをいいます。

外来種 P 15, 76, 80 ほか

人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物種をいいます。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。

ガス吸引 P 151

土壌中に吸引用パイプを設置し、気化した対象物質を真空ポンプにより吸引除去する方法です。

家庭系ごみ P 48, 155

家庭から排出されるごみのうち、資源ごみを除いたものです。（「生活系ごみ」から「集団回収量」、「資源ごみ」及び「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」を除いたもの。）

家庭用燃料電池（エネファーム） P 22, 27

都市ガスを改質して水素を生成し、水素と大気中の酸素との電気化学的反応により、消費するための電気を生産するとともに、同時に発生する熱も給湯等に利用することでエネルギー消費を効率化する装置です。

カーボンニュートラル P 21

バイオマスを燃焼しても二酸化炭素(CO₂)は発生しますが、それは植物が成長過程で光合成により吸収したCO₂を排出しているものであり、ライフサイクル全体で見ると大気中のCO₂を増加させず、収支はゼロであるという考え方です。

環境影響評価制度(環境アセスメント制度) P 127, 128

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度です。

環境基準 P 4, 7, 11ほか

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準法に基づき環境基準が定められているほか、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき定められています。

環境マネジメントシステム P 28, 137, 147

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けた取組を行うための体制・プロセス等のことです。

観測井 P 111

地下水位の変化をフロート等によって捉え、記録する井戸です。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC) P 8, 36, 41

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織です。

揮発性有機化合物(VOC) P 11, 88, 92ほか

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質として、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM_{2.5})の原因物質と考えられています。

GAP(農業生産工程管理) P 70, 136

「良い(Good)農業の(Agricultural)実践(Practice)」の略で、農業生産工程管理と呼ばれており、農業生産現場において、食品の安全確保や環境の保全、労働安全の確保などへ向けた適正な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録・点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

魚礁 P 70

広義では、魚類が多く集まる場所のことを言います。ここでは、魚を一か所に多く集

めるために設置する人工的な構造物のことを意味しています。

空間放射線量率 P 117, 121

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量のことで、モニタリングポストやサーベイメータによって測定されます。モニタリングポストは空間放射線量率を常時監視するため設置されている装置です。サーベイメータは可搬型の装置で、定点測定の外、除染現場等でも使用されます。

グリーン購入 P 17, 137

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

グリーン・ブルーツーリズム P 70, 136

都市の人々が農山漁村に滞在し、農山漁村の生活や農林漁業体験を通じて地域の人々と交流したり、川や海・田園景観など、ふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことです。

クールビズ、ウォームビズ P 26, 144, 147

オフィスや家庭での冷房時に室温 28℃でも快適に過ごすことができるライフスタイルがクールビズです。

また、冬に「寒いときには着る、過度に暖房機器に頼らない」という原点に立ち返り、暖房時の室温が 20℃でも快適なスタイルをウォームビズと呼びます。

建設リサイクル法 P 47, 52

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事での出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律です。

光化学スモッグ P 93, 94, 148 ほか

工場や自動車などから排出された揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物が太陽の紫外線を受け、光化学反応を起こし、光化学オキシダントが生成されます。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがあります。

公共用水域 P 97, 101, 117 ほか

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等をいいます。

高度処理型合併処理浄化槽 P 146, 151

通常の合併処理浄化槽よりも有機物の除去率が高い浄化槽や、通常の合併処理浄化槽では十分に処理できない窒素やりんも除去できる機能を持った浄化槽です。

コージェネレーションシステム P 147

発電と同時に発生する排熱を利用し、給湯、暖房などを行うエネルギー供給システム

です。熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながります。

固定価格買取制度 P 20

2012年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。この制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電気の使用者から広く集められる賦課金によってまかなわれます。

（さ行）

最終処分場 P 10, 42, 52ほか

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいいます。産業廃棄物最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型があります。

再生可能エネルギー P 9, 14, 16ほか

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをその範囲としています。

里海 P 10, 62, 67

沿岸域の中でも、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、生物多様性の保全と高い生物生産性が図られている地域です。里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域であり、高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所です。（生物多様性国家戦略 2012 - 2020 より）

里山 P 10, 35, 62ほか

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされていた一団の樹林地、又は、これと草地、湿地、水辺地その他これに類する状況にある土地とが一体となっている土地をいいます。

里山活動協定 P 68

里山の保全、整備及び活用に係る活動を行う団体と里山の土地所有者等の間で締結された、当該土地での活動に関する協定です。

産業廃棄物 P 10, 17, 42ほか

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、

廃プラスチック類など法律で定められた 20 種類の廃棄物のことです。産業廃棄物の処理については、排出事業者が自らの責任において適正に行う責務があります。

三番瀬 P 71

東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約 1,800ha の干潟・浅海域です。

COD（化学的酸素要求量） P 74, 97, 99 ほか

BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

自然環境保全協定 P 148

「千葉県自然環境保全条例」第 25 条の規定により、1 ヘクタール以上の土地の形質変更等に際して、自然環境の改変を最小限にとどめるために、必要に応じて事業者、市町村、県の 3 者間で、自然の保存、植生の回復及び緑化率等をその内容として締結する協定です。

シックハウス P 121

住宅内に放出された化学物質（建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやトルエン、キシレン等揮発性有機化合物など）の影響により、頭痛、吐き気、目の痛みなど様々な健康被害を生じさせる現象のことです。症状は人によって様々で、発症の仕組みも未解明な部分がたくさんあり、大きな社会問題になっています。

自動車リサイクル法 P 34, 47, 50 ほか

使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。自動車メーカー・輸入業者に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルを義務づけ、その処理費用を、リサイクル料金として、クルマの所有者が負担することになっています。

地盤沈下防止協定 P 111, 149

天然ガスかん水採取による地盤沈下を防止するため、九十九里地域等で天然ガスかん水を採取する企業と締結している協定で、天然ガスかん水地上排水量の削減等を指導しているものです。

市民活動団体 P 4, 33, 50 ほか

県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPO (Nonprofit Organization) とも呼ばれ、NPO 法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。

市民緑地制度 P 72

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。

循環型社会形成推進基本法 P 42

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として、平成12年に制定された法律です。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としています。

浄化槽 P 97, 101, 104ほか

し尿や生活雑排水（厨房排水、洗濯排水等）を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置のことをいいます。し尿のみを処理する装置を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する装置を合併処理浄化槽といいます。浄化槽法の改正により、平成13年4月以降は原則として単独処理浄化槽の設置が禁止され、単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされています。

硝酸性窒素（亜硝酸性窒素） P 97, 103

硝酸塩に含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在しています。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニアが酸化されたもので、地下水汚染や富栄養化の原因となります。また、多量に人体に摂取された場合、一部が体内で亜硝酸塩に還元されてメトヘモグロビン血症などの障害を起こします。

食育 P 137

様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

人工地層 P 111

人工的に埋め立てられた地層のことです。

人獣共通感染症 P 78

脊椎動物と人との間で自然に移行するすべての病気又は感染（動物によっては病気にならない場合もあります。）です。例えば、サルモネラ症や狂犬病などがあります。

森林組合 P 69

森林組合法に基づいて運営される森林経営の合理化と森林生産力の増進、森林所有者の経済的・社会的地位の向上を図るために組織される森林所有者の協同組合です。

森林経営計画 P 33

森林所有者などが森林づくりについて自主的に長期の方針を定めた上で、造林、保育、間伐、伐採といった森林施業の5カ年の計画をたて、市町村長などの認定を受けるものです。森林所有者などが自らの意志に基づいて適切な森林施業を行うことを期待するもので、計画に従って行われる森林づくりに対してさまざまな支援策が講じられています。

3 R (スリーアール) P 10, 14, 18ほか

Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字を表し、それぞれの意味するものは次のとおりです。

- ・Reduce (リデュース) : 廃棄物自体の発生を少なくすること
- ・Reuse (リユース) : 使用済みになっても、その中でもう一度使えるものは廃棄しないで再使用すること
- ・Recycle (リサイクル) : 再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること

この3つのRに取り組むことで廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)をつくらうとするものです。

生産緑地 P 72

市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために設けられた制度です。

生態系 P 4, 11, 13ほか

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指します。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われます。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響し合いつつ継続的な安定した関係を保っています。開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに住んでいた、いくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがあります。

生物多様性 P 4, 7, 11ほか

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでおり、こうしたすべての生物の変異を「生物多様性」といいます。生物の変異は、遺伝子、種、生態系という、それぞれのレベルで捉えることができます。生物多様性は、その場所の環境や生物間のつながりのもとで、生物進化の長い歴史の結果としてつくられてきたものです。

精密水準測量 P 111

地盤沈下の状況を監視するために行う高精度の水準測量で、地盤変動を0.1mm単位で求めています。

Z E H P 26, 145

net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、年間に消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということです。

ZEB P 28

net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略語で、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの活用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギーの量が大幅に削減されている最先端の建築物です。

(た行)

ダイオキシン類 P 94, 117, 121 ほか

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンなど、210種の有機塩素化合物を総称していいます。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれています。

大気環境常時監視測定局 P 93, 151

大気汚染防止法では、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならないと定めており、その常時監視のために設置されているのが大気環境常時監視測定局です。常時監視測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを一般環境大気測定局といいいます。また、道路沿道など交通渋滞等による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気汚染の状況を把握するため設置されたものを自動車排出ガス測定局といいいます。

大気環境配慮型SS認定制度 P 92, 93, 96

ガソリンは揮発性が高いことから、自動車への給油時に燃料蒸発ガス(ガソリンベーパー)が大気中に放出されます。ガソリンベーパーは、健康に影響を及ぼすおそれのあるPM2.5や光化学オキシダントの原因物質の1つであり、特有のにおいの元になっています。このため、ガソリンベーパーの回収機能を有する給油機を設置している給油所(SS:サービスステーション)について、国が「大気環境配慮型SS(愛称:e→AS(イーアス))」として認定し、公表する制度を設けています。

多自然川づくり P 73

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

棚田 P 70

傾斜地に階段状に設けられた水田のことをいいいます。

単体規制 P 88

道路運送車両法等により、自動車の製造年次ごとに、窒素酸化物や粒子状物質等について、許容される排出ガスの量が定められています。

地球温暖化防止活動推進員 P 22, 27, 34 ほか

地球温暖化対策推進法に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を都道府県知事が委嘱します。

千葉県では、311名の推進員を委嘱しています。(平成31年3月末現在)

(都道府県)地球温暖化防止活動推進センター P 22, 27, 34

地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うことなどにより地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された組織です。全国に一箇所及び都道府県に各一箇所を指定することが決められています。千葉県では、平成13年2月に一般財団法人千葉県環境財団を千葉県地球温暖化防止活動推進センターに指定しています。

地産地消 P 16, 26, 134 ほか

地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することを意味します。

窒素酸化物 P 88, 91, 92 ほか

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素として排出されますが、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。環境基準はこの二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなります。

ちばエコ農業 P 70, 136

農業の自然環境に与える負荷を軽減し、持続的な農業の推進を図るとともに、生産者と消費者のお互いの顔が見える農業を実現し、消費者の求める安全・安心な農産物の供給体制を作るために、化学合成農薬と化学肥料の使用を通常の2分の1以下に減らして栽培を行う産地の指定や、これらの産地などで栽培された農産物について県独自の認証を行うものです。

長期優良住宅 P 18, 26

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅として、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度により認定された住宅のことをいいます。

鳥獣保護区 P 78

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域です。鳥獣保護区では、狩猟が禁止されます。

底層溶存酸素量 P 102

湖沼や海域の底付近の水が含む酸素の量を示すもので、数値が小さくなるほど、水生

生物の生息・再生産等に適さなくなります。平成 28 年に環境基準が設定されました。

低炭素社会実行計画 P 30, 138

一般社団法人日本経済団体連合会が地球温暖化対策の解決に向け、主体的かつ責任ある取組を進めるために策定した計画です。

テラジュール(TJ) P 23, 138, 154 ほか

J (ジュール) は、電力量、熱量、エネルギーなどの国際的な単位です。T (テラ) は、補助単位で基礎となる単位の 10^{12} (=一兆) 倍の量であることを示します。なお、発電量 (MWh = 出力 [MW] × 発電時間 [h]) から TJ へは $1,000\text{MWh} = 3.6\text{TJ}$ で換算しています。

電子マニフェスト制度 P 52

従来の産業廃棄物管理票 (紙マニフェスト) に代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。

天然ガスかん水 P 108, 111, 149

天然ガスとヨウ素が溶存している塩分を含む地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。本県一帯の上総層群 (300 万～40 万年くらい前に海底で堆積した地層) 中に存在しています。

特定外来生物 P 62, 80, 81 ほか

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で指定され、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物です。

特別緑地保全地区 P 72

都市内に残された緑地を県知事または市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区です。この代償措置として損失補償、土地の買い取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。

(な行)

二次汚濁 P 97

閉鎖性水域において、河川等の公共用水域から流入する汚濁 (一次汚濁) のほか、窒素やりんなどが栄養源となり、光合成によりプランクトンが増殖し、新たに二次的な汚濁を発生させることをいいます。

熱回収 P 14

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。焼却から得られる熱は、ごみ発電を

はじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

燃料電池自動車 P 22, 28, 92 ほか

燃料電池によって発生した電気によりモーターを動かして走行する自動車です。燃料電池は、水素と空気中の酸素を化学反応させ電気を作る装置で、原理的に排出されるのは水だけで、温室効果ガスや大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われています。

農業集落排水 P 97, 101, 104 ほか

農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として整備しているもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設です。公共下水道が主として市街地の汚水処理を行うのに対し、農業集落排水は農業振興地域内の農業集落の汚水処理を行うものです。

(は行)

バイオマス P 17, 21, 22 ほか

バイオマスとは、バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、「動植物に由来する有機物である資源（石油などの化石資源を除く）」を指します。その特徴として、水と二酸化炭素（CO₂）から光合成により生物が生成したものであるため、生命と太陽がある限り枯渇しない再生可能な資源であること、及びCO₂を吸収することにより生じたものであるため、燃焼させた場合においても、全体として見ると大気中のCO₂を増加させないカーボンニュートラルという特性を有します。

パリ協定 P 4, 7, 9

フランスのパリで開催されたCOP21（第21回気候変動枠組条約締約国会議）において、2015年12月に採択された協定の中で、2020年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みを定めたものです。地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標としています。

PRT制度 P 117, 120, 122 ほか

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業者が環境への排出量を自ら把握し、届け出る制度です。社会全体として化学物質の管理を進め、環境保全上の支障を未然に防止していくための基礎となる枠組みです。

BOD（生物化学的酸素要求量） P 99, 105, 157

CODとともに有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物などが微生物によって酸化、分解されるときに消費する酸素の量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

微小粒子状物質（PM2.5） P 4, 11, 88ほか

浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の小さなものです。一般にPM2.5と呼ばれています。微小粒子状物質は、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入り易く、様々な健康影響の可能性が懸念されているため、国は、平成21年9月9日に「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準」を設定しました。環境基準は、「1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」とされ、達成期間は、「早期達成に努めるもの」とされています。

ヒートアイランド現象 P 31

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれます。

ヒートポンプ P 112

電気エネルギーを使って、大気熱を吸収し、熱エネルギーを取り出すことができる高効率機器です。

貧酸素水塊 P 103

溶け込んでいる酸素が極めて少なく、生物の生息に適さない水の塊です。閉鎖的な水域で、底層に沈んだ多量の有機物を細菌が分解するときに、水中の酸素が消費されて発生します。

富栄養化 P 11, 97

閉鎖性水域において、河川などから窒素、りんなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることをいいます。プランクトンが急激に増殖する一方、それを餌とする魚類等の生物の増殖が追いつかないため、アオコ、赤潮等の問題が発生します。

浮遊粒子状物質 P 94, 157

大気中に浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10マイクロメートル（マイクロメートル：1mmの1000分の1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす危険があります。

ブルーカーボン P 31, 33

海洋の生物による二酸化炭素の吸収のことです。アマモ場に堆積したブルーカーボンは数千年後も堆積物として残存することが認められています。

フロン排出抑制法 P 34

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称です。オゾン層を破

壊したり、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するための法律で、業務用のエアコンや冷蔵・冷凍機器の廃棄時におけるフロン類の回収や、機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止のための適切な管理などを義務付けています。

フロン類 P 31, 34

クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) といった化学物質の総称です。CFC、HCFC はオゾン層破壊効果を持ち、HFC は、オゾン層は破壊しませんが、高い温室効果を持ちます。

粉じん P 91

一般的には、大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称として使われています。大気汚染防止法では、粉じんは、「物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されており、燃焼等に伴い発生する「ばいじん」と区分されています。

閉鎖性水域 P 4, 7, 11 ほか

地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます。

HEMS P 27, 145

「Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) の略で、家庭のエネルギー管理システムのことです。家庭のエネルギー消費を把握・制御することで効率的な管理を行うとともに、見える化することで省エネにつなげることのできるシステムです。

BEMS P 28

「Building Energy Management System」(ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム) の略で、オフィスビルなどビルのエネルギー管理システムのことです。エネルギー消費を把握・制御することで効率的な管理を行うシステムです。

ベンゼン P 121, 122, 158

芳香族炭化水素の1つでベンゾールともいいます。常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高く、合成ゴムや染料等の原料、ガソリンのアンチノック剤、溶媒等として広範に使用されています。人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髄造血機能の障害があり、さらに、骨髄性白血病を起こし、発がん性があるとされています。

房総ジビエ P 136

千葉県内で捕獲され、適正に処理加工されたイノシシ、シカの肉のことを「房総ジビエ」と銘打ち、活用を進めています。

ポリ塩化ビフェニル(PCB) P 52, 53

水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の特性を持つ工業的に

合成された物質であり、コンデンサー、変圧器、熱媒油・潤滑油、感圧複写紙等に利用されていましたが、健康及び環境への有害性が確認され、製造が禁止されています。

(ま行)

マイクロプラスチック P 42, 49, 103

大きさが5mm以下の微小なプラスチックごみのことを指します。

緑の基本計画 P 72

都市緑地法の定めにより、市町村が、緑の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

木育(もくいく) P 69

木材に対する親しみや木の文化への理解を深め、木の良さやその利用の意義を学び、木や森林に対する豊かな心を育む活動をいいます。

モニタリング P 76, 79, 80ほか

監視・追跡のために行う継続的な観測や調査のこと。大気や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的です。森林、河川、海岸等の自然環境を、長期にわたり同じ方法で同じ項目を調査し、その変化を把握します。身近な自然の観察から人工衛星を利用するものまで、様々なモニタリングが続けられています。

藻場 P 31, 33, 70ほか

沿岸の海底で、大型海藻や海草が群落を形成している場所です。光合成によって窒素やリンが吸収されて酸素が放出され、さまざまな生物の餌場や隠れ場、産卵場となって生態系を支えています。

(や行)

谷津田(やつだ) P 70

谷地田(やちだ)とも言われ、関東地方の台地と平野の境目に多く分布している谷地にある水気の多い湿田です。谷津田は、隣接する林地と合わせ、多様な種の植物の生育、昆虫や小動物の生息に適した環境であり、豊かな生態系が形成されているものも多くあります。

ヤード P 50, 53

エンジン等の自動車部品の保管や分離を行う施設のうち、その外周に鋼板等が存在する施設をいいます。

有害使用済機器 P 50, 52

廃棄物処理法で対象品目に指定された機器のうち、収集された機器であって、廃棄物

ではなく、かつリユース（再使用）されないものを指します。特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に指定されている4品目と使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に指定されている28品目が対象品目となります。

揚水ばっ気 P 151

汚染した地下水を揚水しばっ気処理（液体中の溶存ガスを取り除くこと）することによって、地下水の浄化を行うものです。

溶融スラグ P 47

ゴミやその焼却灰を1,200℃以上の高熱で溶融し、その後、冷却して生成された固化物です。高温で溶融されるため重金属類はほとんど溶出せず、ダイオキシン類も含みません。溶融スラグは現在、路盤材やアスファルト合材の骨材として有効利用することができます。

(外来種被害) 予防三原則 P 81, 146

1. 入れない（むやみに日本に入れない。）、2. 捨てない（飼育、栽培している生物を自然の中に捨てない。）、3. 拡げない（すでに入ってしまった外来生物を、他の地域に拡げない。）の3原則です。

(ら行)

ラムサール条約 P 71

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であり、条約が採択されたイランの都市名にちなんでラムサール条約と呼ばれます。締約国には、国際的に重要な湿地の登録や、登録地の保全と国内湿地の適正利用促進計画の作成などが求められ、日本においては、同条約に基づき、2018年10月現在で52箇所が登録されています。

リスクコミュニケーション P 149

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれを「環境リスク」といいます。この環境リスクを評価するための手法はリスクアセスメントと呼ばれており、この結果に基づく対策として、許容できないリスクは無くすか、最小限にすることが図られます。このリスク等について、事業者・住民・行政が情報の共有化を図る取り組みが、リスクコミュニケーションといわれています。

緑化協定 P 72, 148

「千葉県自然環境保全条例」第26条の規定により、一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者または管理者を対象として、緑化の実施及び維持管理についての協定を、企業・地元市町村・県の三者で締結しています。公害、災害等の防止のみならず、

都市部に著しく不足している緑地の保全・創造に寄与しています。

林地残材 P 21, 48, 69

森林の樹木を伐採する際に生ずる枝葉の部分や幹の先端部分、質が低いために木材として利用されない間伐材等、林地に残されるものを指します。

レッドデータブック（レッドリスト） P 75, 76, 77ほか

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書です。名称は、IUCN（国際自然保護連合）が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによっています。

第三次千葉県環境基本計画策定の経緯

平成30年2月 8日	知事から環境審議会に諮問
2月28日	環境審議会から企画政策部に付議
3月26日	環境審議会企画政策部会（計画骨子案）
7月25日	環境審議会企画政策部会（計画素案）
8月27日	環境審議会大気環境・水環境合同部会（計画素案）
8月29日	環境審議会自然環境・鳥獣合同部会（計画素案）
8月31日	環境審議会廃棄物・リサイクル部会（計画素案）
10月22日	環境審議会企画政策部会（計画案）
11月22日 ～12月19日	パブリックコメントの実施
平成31年1月28日	環境審議会企画政策部会（修正計画案）
2月22日	企画政策部会から環境審議会に審議結果を報告
2月27日	環境審議会から知事に答申
3月 6日	計画決定

*** 環境審議会各部会における審議について**

計画の策定過程における各部会の審議の対象となったのは、計画の本文のみです。

図表、写真、コラム、用語解説等については、審議終了後に事務局において、作成し追加したものです。

千葉県環境審議会委員名簿（平成31年2月現在）

◎会長 ○副会長

区分	氏名	役職名
県議会議員 (6人)	木下敬二	県議会議員(自民党)
	田中宗隆	県議会議員(自民党)
	中台良男	県議会議員(自民党)
	ふじしろ政夫	県議会議員(市民ネット・社民・無所属)
	三輪由美	県議会議員(共産党)
	谷田川充丈	県議会議員(千翔会)
学識経験を有する者 (20人)	池邊このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
	上野佳奈子	明治大学理工学部専任教授
	梶光一	東京農工大学大学院農学研究院教授
	香村一夫	早稲田大学理工学術院教授
	倉阪秀史	千葉大学大学院社会科学研究院教授
	桑原和之	千葉県立中央博物館環境教育研究科長
	○近藤昭彦	千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授
	佐々木淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	酒井暁子	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
	諏訪園靖	千葉大学大学院医学研究院教授
	◎瀧和夫	千葉工業大学名誉教授
	戸井田敏彦	千葉大学大学院薬学研究院教授
	中館俊夫	昭和大学医学部客員教授
	畠山史郎	埼玉県環境科学国際センター総長
	羽山伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部教授
	榊潟俊子	元淑徳大学コミュニティ政策学部教授
	宮脇健太郎	明星大学理工学部教授
	安井一彦	日本大学理工学部准教授
	山室真澄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
吉田松衛	(一社)千葉県猟友会副会長	
住民の代表者 (13人)	飯沼喜市郎	(公社)千葉県観光物産協会会長
	井上健治	GONET代表
	小谷裕	日本労働組合総連合会千葉県連合会会長
	勝山満	千葉県漁業協同組合連合会専務理事
	河井信明	(一社)千葉県環境保全協議会副会長
	石渡安博	(一社)千葉県商工会議所連合会専務理事
	桑波田和子	環境パートナーシップちば代表理事
	小茂田勝己	千葉県農業協同組合中央会専務理事
	杉田昭義	(一社)千葉県産業資源循環協会会長
	鶴岡宏祥	(一社)千葉県農業会議会長
	並木康雄	千葉県森林組合連合会代表理事専務
	晝間初枝	千葉県自然観察指導員協議会代表
	渡邊年子	千葉県連合婦人会会長
市町村の代表(1名)	井崎義治	流山市長

千葉県環境基本計画推進会議及び同幹事会

1. 千葉県環境基本計画推進会議

会 長： 知事

委 員： 副知事、総務部長、総合企画部長、防災危機管理部長、健康福祉部長、
環境生活部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、
都市整備局長、会計管理者、水道局長、企業土地管理局长、病院局長、
県議会事務局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、
人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

事務局： 環境生活部環境政策課

2. 千葉県環境基本計画推進会議幹事会

幹事長： 環境生活部次長

幹 事： 総務部総務課長、総合企画部政策企画課長、防災危機管理部防災政策課長、
健康福祉部健康福祉政策課長、環境生活部環境政策課長、大気保全課長、
水質保全課長、自然保護課長、循環型社会推進課長、廃棄物指導課長、
商工労働部経済政策課長、農林水産部農林水産政策課長、
県土整備部県土整備政策課長、出納局長、水道局管理部総務企画課長、
企業土地管理局経営管理課長、病院局経営管理課長、
県議会事務局総務課長、教育庁企画管理部教育政策課長、
警察本部警務部警務課長、監査委員事務局調整課長、
人事委員会事務局任用課長、労働委員会事務局審査調整課長

(平成31年3月現在)

【表紙掲載写真】

左上：「屏風ヶ浦とジオパーク」(* 1)

右上：「京葉臨海コンビナートの夜景」(* 2)

左下：「九十九谷展望公園」(* 3)

右下：「亀山湖の新緑」

* 1～* 3は「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」に選定されています。

『ちば文化資産』は県民参加により平成30年に選定した「多様で豊かなちば文化の魅力を特徴づける」もので、111件が選ばれています。



第三次千葉県環境基本計画

平成31年3月

千葉県環境生活部環境政策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-4660

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/index.html>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

